

## 第67回東京都社会福祉審議会会議録

### I 会議概要

1 開催日時 令和2年2月10日（月）午後6時00分から

2 開催場所 第二本庁舎31階 特別会議室21

3 出席者 【委員】

平岡委員長、栃本副委員長、青木委員、秋山委員、井上委員、小口委員、尾崎委員、琴寄委員、小林（健）委員、斉藤委員、柴崎委員、たきぐち委員、筒井委員、寺田委員、中村委員、山田（広）委員、山田（昌）委員、横山委員、米川委員、和気委員、渡邊委員、栗田臨時委員、久留臨時委員、小林（良）臨時委員、駒村臨時委員、高橋臨時委員、藤原臨時委員

（以上27名）

【都側出席者】

内藤福祉保健局長、福祉保健局及び関係各局幹事・書記

### 4 会議次第

1 開会

2 審議事項

（1）意見具申（案）について

（2）その他

3 閉会

○森田企画政策課長 それでは、お時間になりましたので、始めさせていただきます。

本日審議会の事務局を担当いたします、福祉保健局企画政策課長森田と申します。よろしく願いいたします。

開会に先立ちまして、事務局から何点かご連絡を差し上げたいと思います。以降、座って進行させていただきます。

まず、会議の資料についてでございます。本日の審議会は、タブレット端末を活用したペーパーレス会議で実施をいたします。端末の操作は、お手元で各自で行って

ただけます。タブレットに収録しております資料を順にご紹介いたします。なお、傍聴の皆様には、同じものを紙で配付しておりますのでご確認お願いいたします。

画面ですけれども、左上、ちょっと小さいところに、「ファイル一覧」というところがございますので、こちらをタップ願います。

まず、会議次第がございまして、資料1が「社会福祉審議会委員名簿、幹事・書記名簿」、資料2が「意見具申案」でございます。また、意見具申のプレス発表を行う際に使用いたします「意見具申の概要」、「意見具申の要約」の案も参考に収録してございます。

それから、資料の2の「意見具申案」につきましては、メモ用といたしまして、タブレットに収録しているものと同じものを紙で机の上に置かせていただいております。

このほか、タブレットには、後ほど委員長からご報告いただきます、身体障害者福祉分科会の委員名簿、それから参考資料といたしまして、本審議会の関係規程集を収録してございます。

また、冊子の資料でございますけれども、白色の冊子が第20期の意見具申でございます。次のカラーの表紙の冊子が「2019東京の福祉保健」、それからクリーム色の冊子が「東京の福祉保健2019 分野別取組」でございます。

資料の確認は以上になります。ご確認をお願いいたします。

次に、委員の出欠状況でございます。資料1の委員名簿をご覧くださいと思います。本審議会の委員総数は33名でございます。このうち、本日欠席のご連絡をいただいておりますのは、上から順番で阿部委員、白石委員、白波瀬委員、龍円委員、松田臨時委員、室田臨時委員でございます。本日の出席の委員は27名でございます。定足数に達していることをご報告させていただきます。

また、紹介は省略させていただきますが、幹事、書記として都の職員が出席しております。また、本日は、福祉保健局長の内藤も出席しておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、会議の公開についてご説明いたします。本審議会は公開となっております。本日は傍聴の方がいらっしゃいますので、お知らせいたします。また、審議会の議事録は、後日、東京都のホームページに掲載し、インターネットを通じて公開いたしますことを申し添えます。

連絡事項は以上でございます。

それでは、平岡委員長よろしくお願いたします。

○平岡委員長 ありがとうございます。

では、ただいまから第67回東京都社会福祉審議会を開会いたします。本日は、お忙しい中、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

まず、昨年2月に開催した前回の総会以降に、委員に変更がありました。既に、分科会等にご出席いただいている方もいらっしゃいますが、新しく就任した委員の皆様をご紹介させていただきたいと思ひます。

名簿の順にまいります。

小林健二委員です。

○小林（健）委員 よろしくお願いたします。

○平岡委員長 よろしくお願いたします。続きまして斉藤やすひろ委員でございます。

○斉藤委員 斉藤やすひろでございます。よろしくお願いたします。

○平岡委員長 よろしくお願いたします。柴崎幹男委員です。

○柴崎委員 柴崎幹男でございます。よろしくお願いたします。

○平岡委員長 米川大二郎委員です。

○米川委員 よろしくお願いたします。

○平岡委員長 続きまして、栗田主一臨時委員です。

○栗田臨時委員 栗田です。よろしくお願いたします。

○平岡委員長 続きまして、久留善武臨時委員です。

○久留臨時委員 久留です。よろしくお願いたします。

○平岡委員長 駒村康平臨時委員です。

○駒村臨時委員 駒村です。よろしくお願いたします。

○平岡委員長 藤原佳典臨時委員です。

○藤原臨時委員 藤原でございます。よろしくお願いたします。

○平岡委員長 以上でございます。どうかよろしくお願いたします。

続きまして、専門分科会委員の改選について、ご報告いたします。タブレットに収録しております、身体障害者福祉分科会の委員名簿をご覧ください。

当審議会に設置される専門分科会のうち、身体障害者福祉分科会に属する委員及び臨時委員につきましては、昨年の11月24日が任期となっております。このため、

昨年11月25日付けで名簿に記載の方々を委員及び臨時委員に指名させていただきましたので、ご報告いたします。

さて、前回の総会では、今期における検討のテーマを「2025年以降の将来を見据えた東京の福祉施策のあり方」と設定させていただきました。

それ以降の検討の経過でございますが、資料2「意見具申案」の42ページをご覧ください。

昨年5月に、具体的に議論を進めるために、検討分科会を設置し、7月には意見具申案を作成するために起草委員会を設置いたしました。分科会起草委員会には、私もオブザーバーとして参加いたしましたが、精力的に議論を重ねていただきまして、今回、資料2のとおり、意見具申案を取りまとめていただきました。

小林分科会長、山田副分科会長初め、これまでの委員の皆様のご苦勞に対しまして、改めてお礼を申し上げます。

さて、本日の進め方でございますが、1月30日に開催した分科会におきまして、意見具申案に対して、何点かご意見をいただきました。その際、修正については、小林分科会長と栃本副委員長、それから私にお預けいただくこととなっております。その後、内容を調整したものが、本日お配りした案でございます。

この案について、ご審議をいただきまして、最終的な取りまとめを行い、小池知事に宛てた意見具申を、内藤福祉保健局長にお渡しするという手順で進めさせていただきたいと存じますので、ご協力のほど、よろしく願いいたします。

それでは、この意見具申案を取りまとめていただきました、小林分科会長から総括的なご説明をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○小林（良）分科会長 それでは、ご報告をさせていただきます。ただ今、平岡委員長からお話がありましたように、検討分科会、起草委員会を開催しまして取りまとめを行いました。この間、非常に熱のこもった活発な議論が行われました。1月30日の第4回拡大検討分科会におきましても、意見具申案についていろいろな意見をいただきましたが、平岡委員長、栃本副委員長、事務局と私とで調整をさせていただいております。

それでは、資料2の意見具申案をご覧くださいと思います。1枚めくっていただきますと目次がございますので、これに沿って報告させていただきます。

1ページ目の「はじめに」です。1年前になりますが、前回の総会において、審議

テーマの設定を行った際に、平岡委員長からご提示いただいた論点がベースになっております。前回の社会福祉審議会では地域包括ケアを支える人材に関して意見具申を行いました。今回の意見具申でのテーマですが、四つ目の〇のところ、人口構造・社会構造の急速な変化、課題が複雑化・複合化する中で、分野ごとの福祉サービスの枠では十分な対応ができない、困難になってきているということ。一番下の〇にまいりまして、国際化、情報化などの社会変化が加速し、人口・社会構造が大きく変化する2025年以降の将来を踏まえ、東京が、誰でも人生を終えるまで尊厳を保持して、安心して暮らし続けることができる都市であるための福祉施策のあり方について、議論を進めてきております。

次のページにまいりまして、本年度夏から秋にかけて、東京も大きな台風災害に見舞われました。災害が起きる前に、日ごろからの地域での準備をどうするかということが重要である、という指摘がありまして、平時の動きと緊急時の動きを意識した福祉のあり方を検討する必要があるのではないかという意見が提出され、途中から福祉分野から見た災害への備えについて検討をいたしました。そして、全体の議論の基調としましては、「これまで前提とされてきたものが揺らいでいる」、「今までの延長上の手法では対応が困難な事象が発生している」、それにもかかわらず「行政の組織や職員の意識はいまだに縦割りである」といった指摘があり、こうした認識を共有しながら検討を行いました。

3ページから本論に入ります。まず、1のところですが、「2040年までに見込まれる社会の変化」を、データを中心に明らかにしています。

東京の人口は2025年をピークに減少に転じるということ、4ページでは、ただし変化を一律ではなく地域によって異なること、それから、高齢化が進むこと、世帯の単身化も進んでいくということが述べられております。

5ページにまいります。出生数の減少と死亡数の増加。次の6ページでは、外国人が増加するという予測が示されております。

7ページですが、前期意見具申後の都の取組ということで、福祉分野での計画の状況ですとか、都全体としましては、昨年12月に未来の東京戦略ビジョンを策定したということが書いてあります。

8ページをご覧ください。3の福祉分野において発生する課題とその背景、対応の方向性です。まず、今までの福祉という概念は、特定の人だけに対する施策、支援と

いう捉え方でありましたけれども、そうではなくて、福祉が全ての人の課題になっているということをどう表現するかが課題になりました。そこで、福祉という基本的な用語の定義を行う必要があるという認識のもとに、冒頭のところで、その定義を行っております。この会議は、社会福祉審議会ですけれども、社会福祉という用語は、社会福祉法に規定されている社会福祉事業というイメージが強いのではないかということで、社会福祉法の制定以来の歴史も振り返りながら、法の考え方の変遷について述べております。

9ページの冒頭で、地域生活には住まい、保健医療、就労、教育など、分野や世代を超えた様々な課題があり、社会福祉事業のような対象区分の考えだけでは対応が難しいということで、本意見具申では、そうした広範な課題を踏まえて、「都民の誰もが尊厳を持って安心して暮らし続け、社会参加できるように支援すること」を「福祉」と定義して、使うことといたしました。

そして、(1)ですが、今後の福祉施策を考える上での必要な視点を示しております。2040年までの社会の変化を踏まえたとき、先鋭的に現れると予測される課題として、まず、近代家族の形成と経済的安定性といった前提が揺らいでいるということを指摘しております。日本の社会保障制度は、家族がともに暮らしている、多くの人が結婚する、望めば正社員になれる、経済が成長して財政が安定してきている、ということを前提として組み立てられてきましたが、それが揺らいでいると述べています。家族が社会の最小単位であることは変わりありませんけれども、家族への意識や価値観、形態が変化する中で、かつての前提条件を取り戻すことは難しいのではないかという指摘をしております。

それから、8050問題、ひきこもりなどの課題も顕在化してきていて、課題が拡大してきている。さらに10ページですが、財産管理等の支援体制の構築も必要ではないかということ。ここで挙げたような課題につきましては、従来のシステムでは対応することが困難であるということ述べております。

次の(2)にまいります。中長期的な都の福祉施策のあり方ということで、施策の構築に当たりましては、限られた財源や資源の中で、これから発生する膨大な行政需要にどう対応するのかという議論が必要ではないか。新たな課題に対応するためには、社会構造、社会認識の変化を意識しながら、総合的な視点で検討する必要があるのではないか。それから、福祉施策として、実施すべき範囲が拡大してきている中で、福



祉の概念の再整理や施策の総合化などが求められる、ということを書いております。

続きまして、12ページですが、施策のスクラップ・アンド・ビルドであったり、組織の面での柔軟性、さらに職員の意識変革も重要であるという指摘をして、次の福祉分野におけるデータの利活用ということにつきましては、13ページにまいりまして、個人情報をも本人の意思で適正に利活用できるということが重要だという指摘をしております。

2点目ですが、情報管理を誰がするのか。それから、データの標準化をどうしていくのかということについては、まず、国レベルで解決していく必要があるのではないかと。自治体レベルでは、個人情報の収集、利活用に関するルールを定め、ICT機器を活用した見守りや、介護予防の取り組みといった地域の安心した生活を継続できるための施策を検討していくことを指摘しております。

(3)の東京の特性を踏まえた福祉施策のあり方ですが、まず、あらゆる人が孤立せず共生できる社会をつくっていくために、住民の多様性が大きいことを東京の強みとして、革新的な施策を打ち出すことが可能ではないかと指摘しております。

続きまして14ページの(4)ですが、福祉の担い手とその役割及び連携では、地域での当事者性を中心とした活動のつながりをつくっていくことが重要であること。また、担い手が固定化すると、活動がいずれ困難になるということも危惧されますので、専門職と住民とが協働した地域の支え合いの仕組みや、住民の活動が継続できるような仕組みが必要であるという指摘をしております。

また、専門職等の地域への参加とコーディネートというところでは、支えられていた方が支える側に回るという循環型の担い手の形も重要であって、課題解決に当たっては、関係者と対話を行いながら関係性を引き出して合意を形成していくという、ファシリテーションの手法も取り入れたコーディネーションが必要であるというように書いております。

15ページですが、ここでは身近な場所に相談ができる居場所があって、そこに支援できる人がいることが重要であるという指摘をしております。

16ページにまいります。4ですが、施策の構築に当たって踏まえるべき論点として、まず、(1)インクルーシブ、包摂ということですがけれども、包摂的な社会環境の実現が必要で、あらゆる人たちが互いに相手を尊重しながら、生を受けてから終えるまで、望む暮らし方を自律的に選び、つながり、安心して暮らし、社会参加を

し、活躍することができるインクルーシブな社会環境を実現することが重要であると  
しています。また、当事者性の認識と発揮ということで、誰もが当事者になる可能性  
があることを認識し、共感し、いわゆる当事者性を高めていくことが大切であると述  
べてあります。

(2)にまいりまして、地域生活課題への対応です。地域の問題として、いろい  
ろな課題を考える、地域課題として受けとめることが重要ではないかという指摘があり  
ます。複合的な課題への対応について、社会福祉法の改正の部分では、地域住民の方  
やその世帯が抱える各般の課題を地域生活課題と規定しておりますが、17ページに  
かけまして、8050問題、ダブルケア、ひきこもりなど、支援につながらない複合  
的な課題が深刻化する懸念があることを述べております。

それから、福祉施策による課題対応のアプローチに関する議論がありました。自助、  
互助では対応できないリスクが顕在化して、介入の必要性が高い人に対しては、専門  
職は福祉サービスを個別に提供するアプローチと、予防的な観点を重視して対応する  
アプローチという二つがあるということを示して18ページの図7で示しております。同時  
に、これらのアプローチは完全に二つに分かれるのではなく、中間の領域があって、  
実際には両者が相互に連動しているということも注記しております。

17ページの文章に戻りまして、複合的な課題の顕在化などがありますので、予防  
的な幅広い支援といった考え方も重視して、福祉の傘を広げ、二段構えで対応する必  
要があるのではないかということ。それから、現に課題を抱える人だけではなく、そ  
のおそれのある人も含めて支援することで、取りこぼさない支援につながるのでは  
ないかと述べております。

18ページの図の下にまいります。二つのアプローチがありますが、社会とのつな  
がりが見失われているような場合につきましては、専門職は連携してかかわることが重  
要ではないか、という議論がありました。身近なところでの関係づくり、地域との関  
係づくりということをやはり念頭において、制度では対応できない部分があるので、  
そこはやはり、住民が積極的にかかわれるような、そういう仕組みづくりが必要に  
なっていると述べてあります。

それから、包括的な相談体制を整備する動きが進んできておりますが、今ある窓口  
を拡大して、拠点を整備しただけでは全ての相談を受けとめることができないのでは  
ないか、ということで、19ページにまいりまして、やはり、まずは住民が、身近な



地域で課題に気づき、それを受けとめて確実につなげていく仕組みをつくる必要がある、と指摘しております。検討の中では、専門職の方ももう少し地域に出ていって、いろいろな相談に乗っていただけるような方向が必要ではないかと述べてあります。

次に、認知症とともに暮らせる社会の実現です。認知症の有病率を図8に示しておりますが、認知症とともに、超高齢社会、高齢期を生きることが当たり前の時代となっております。それにもかかわらず、現在の社会構造では、認知症の人の基本的人権が侵害されるリスクがあるために、困難に直面することになる。そういった方への社会支援を可能にするためには、コーディネートとネットワーキングの二つの仕組みが必要ではないか、ということを書いております。

20ページにまいりまして、高齢者の支援拠点としては、地域包括支援センターがありますが、ネットワーキングを効果的に行うには、包括支援センターとは別に地域に拠点を設けて、そこに居場所の形成、相談への対応、差別・偏見の解消と社会参加の促進、人材育成、連携推進の機能を持たせることが重要ではないか、という意見がありました。

22ページから23ページにつきましては、認知症とともに暮らせる社会の実現を目指す拠点といたしまして、高島平団地の「ココからステーション」の事例を紹介しております。こちらの運営にかかわっておられる栗田委員にご協力いただきまして、私も実際に現場を見させていただきました。大変参考になる取り組みだと感じましたので、紹介させていただいております。

24ページをご覧ください。高齢化等に対応した社会環境の整備として、成年後見制度については、都内の区市町村も取り組みを進めておりますが、一層の推進が必要であること。成年後見の申立ての動機で多いのは、預貯金の管理、解約ですが、これとともに、高齢者の消費者被害ということも課題になっていることを指摘しております。

25ページになります。こうした問題にきちんと向き合っていくことが必要であるということ。それから、駒村委員から分科会で発表していただきました、ファイナンシャル・ジェロントロジー（金融老年学）の取り組みも参考にして、顧客本位のサービスのあり方などを考えていく必要があると述べております。

続きまして、(3)の人と人をつなぐ場です。近年、制度には位置づけられない居場所づくりの活動が各地で進んできておりますが、インクルーシブな社会環境の実現

のためには、対象者を限定せずに地域の全ての方が、敷居が低く、気軽に行くことができる居場所が必要であると述べております。

26ページです。高齢者を初めとしたあらゆる方が、こういった場所で活動を行うことによって、健康の維持、QOLの向上など、様々なメリットが期待されます。若年層も多世代の交流を行うことで、精神的に健康度が高くなるという研究成果もあります。それから、様々な方が居場所に集うことで情報が集まってきて、地域で困っている人への働きかけもできるのではないかとこのことを述べております。

27ページにまいります。住民目線で工夫をしていくということが活動の活性化にも有効であるということですか、ICTを活用した活動の見える化や、コーディネート必要性、対象者を限定せざるを得ない公助と、対象者を限定しない居場所を結びつけるような仕組みが有効であるという指摘をしております。

次に、空き家や公益的なスペースの活用ということで、大都市では、空き店舗や空き家の活用ということが有効ですが、社会福祉法人や自治会などの公益的な団体が有するスペースと、人的な資源を活用することも重要である。これにICTを活用した参加ということを組み合わせて補完するということも有効であると書いてあります。

28、29ページですが、ここでは空き家を活用した居場所である「しもぞうハウス」の事例を紹介しています。こちらもちり上げにかかわりました藤原委員のご協力をいただきまして、実際にシニアボランティアによる、絵本の読み聞かせの活動などの様子を見せていただき、大変参考になりました。

30ページですが、住まいとまちづくりという項目になります。住まいの確保が困難な方がおられるという課題があり、2017年に住宅セーフティネット法が改正され、様々な支援制度も立ち上がっていますが、住宅の確保だけではなく、様々な生活支援も必要となりますので、そうしたことを含めた解決策を考えなければならないと書いております。それから、団地などの老朽化と高齢化という問題もありますので、住民が当事者意識を持って考え、行動することが必要であるというように書いております。また、タワーマンションについても一定の目配りが必要であるという注意を促しております。

31ページの(4)災害等に備える地域づくりですが、去年は台風15号、19号の風水害がありました。多くの都民が自分ごととしてこうしたことを捉える契機となったという指摘がありました。

区市町村での対応の必要性というところでは、現代は情報も重要なライフラインの一つとなっております。東京には、高齢者、障害者、外国人の方、住民以外の方も多くおりますので、情報提供の確保が必要であるということ。区市町村は個人情報の取り扱いなどを定めた上で、日ごろから地域や関係機関との連携を築き、災害の備えは十分しておく必要があるということを指摘しております。

それから、福祉事業者等の対応の必要性ということですが、32ページにまいりまして、福祉施設につきましては、福祉避難所となっているところや、専門職がいるということもありますので、こうした資源を活用した地域住民の支援も期待されているということを書いてあります。それから、在宅の介護サービスの事業所による支援や、コンビニエンスストアなども活用できるのではないかと。それから、福祉施設が災害時に拠点として機能するためには、ハード面での備えに加えてソフト面での備えも重要であるということを指摘しております。

災害への備えを入り口とした地域づくりということでは、区市町村が福祉施設、地域住民、企業・商店等の様々な主体が、平時から良好な関係を築いておくことが、いざというときに力を発揮することになること。また、災害を意識して、福祉施設と住民のつながりをつくっておくことが、地域づくりにもつながっていくということを記載してあります。

(5)にまいります。東京で活動する様々な主体についてですが、東京では様々な主体が活発に活動しています。しかし、役割を固定化するのではなく、変化する局面に応じて活動する姿勢が必要であるということを最初に述べた上で、それぞれの主体に期待することを記しております。

34ページが前期の審議テーマでもあります、福祉人材の関係です。有効求人倍率は上がり続けておりまして、職員の処遇改善が進められておりますが、それだけではこの問題を解決することは困難であります。34ページで、専門職は専門的な業務に集中することが必要ですが、役割分担を整理して、補助的な業務は地域の高齢者などに担っていただく。そのためには、マッチングのシステムが必要であること。福祉現場でのICTの活用が必要であること。文書の削減の取り組みが必要であることなどが書かれております。社会福祉法人につきましては、東京では、小規模な法人が多く、経営面では不利な点もありますので、人材確保や職員採用など共同化や連携が有効ではないかということ述べております。

36ページです。都内では、社会福祉法人が分野を越えて連携し、地域貢献の取り組みを積極的に行う必要があるということ。それから、自治会・町会、民生委員、商店街などの地域に根差した活動を行っていただいている主体につきましては、多様な主体ともつなぎ直すことでさらなる力が発揮できるのではないかと述べてあります。

東京の大きな強みとしては、企業、大学、NPO等の様々な主体が集積していることがありますので、こうした主体の活動を地域生活課題の解決に結びつけることが必要である。そのための地域におけるコーディネーションが必要であるというように書いてあります。

37ページです。プロボノのさらなる促進や、企業の取り組みとして、社員向けの情報発信が必要であるということ、そのためには自治体の支援が必要であるということ。それから、大学の取り組みとして、学生がボランティアに参加することが、社会に出る前の訓練になるといったこともありますので、そうした活動の重要性について述べております。

38ページの「おわりに」ですが、ここまでの意見具申の本文では、今回は2025年以降の将来を見据え、福祉施策の構築に当たって、重点的に取り組むべき課題について検討を重ねた結果について述べてまいりました。検討の範囲が非常に広範に及びましたので、本文に書き切れなかったこともあります。以下3点について、それをまとめてあります。

まず、当事者性を高めるということです。昨年は、台風災害もあり、多くの都民が自分ごととして考えるという経験をいたしました。当事者性というのは、突き詰めれば、自分はどのように生き、どのように生を終えていくべきかを考え、それを自ら選択していくということです。しっかりした当事者性を保っていけるような取り組み支援が必要ではないかと書いてあります。本文でも、当事者という言葉が出てまいりますが、当事者であることを認識することは、先を読みにくくなっている社会においては、重要なキー概念になるのではないかと考えております。

2点目が、コミュニティの価値を高めるということです。地域には、地縁に基づく活動がつながりの中心となって、様々な多様な個人や団体が参画し、地域のつながりが形成されています。居場所もその一つで、その人らしくいられるということ、訪れた人が社会の一員として必要とされているということが実感できることが重要です。それから、必ずしも同じ地域に住んでいなくても、共通の興味や関心に基づいて親密

性を感じてつながるような、地域に限定されないコミュニティができあがっていたり、つながりのあり方という面では、最近ではバーチャルなものまで様々なものがあるのではないかと。現実かバーチャルかを問わず、その人らしい居場所を見つけること。そこに人が集まって人と人がつながることで、コミュニティの価値が高まるのではないかと、ということをお述べております。また、多世代の活動や子供への支援、子供が参画できる地域の活動を拡大していくことが重要であると述べてあります。

40ページにまいりまして、3点目として新たな技術を活用するということです。ICTの活用は、福祉分野でも当たり前になってきていますが、ICTで何ができるかではなく、いかに住民や利用者が質の高いサービスを楽しむことができるかという視点が重要です。ICTを使いこなすためのマネジメントがそのためには必要だということをお指摘しております。最新技術の活用が進んでいっても、支援の重要な部分は人間が人間に提供していくことには変わりがないので、人を中心としたネットワークの構築にICTを活用することを考えていくことも述べてあります。

最後に、本委員会の意見具申は、東京都を初め、自治体やその職員に対して発信するものであるということで期待をお述べています。地域課題が非常に多岐にわたっておりますので、住まいやまちづくりの施策に対しても、福祉の側から積極的に意見を述べていくべきではないかと。それから、職員の力量が今まで以上に求められていくということにもなります。現場を持つ自治体の強みを生かし、データを収集するだけではなく、活用・分析して現場からの改革を発信していくことが必要ではないかと。それから、自治体側にも、職員の意識改革が重要で、住民の利益を第一に考え、課題解決に積極的に取り組んでいただくということ、職員の思いや力を引き出すことが必要ではないかとということをお指摘しております。

こうした期待をお述べまして、意見具申を締めくくっております。大変長くなりましたので申しわけございませんでした。

最後になりましたが、起草委員の皆様におかれましては、長期間にわたり精力的にご検討いただきましてまことにありがとうございました。

以上で報告を終わらせていただきます。

○平岡委員長 小林分科会長どうもありがとうございました。皆様からご意見を伺う前に、少し、分科会のこの起草に当たった委員の方から補足説明があれば伺いたいと思いますが、まず、山田副分科会長、何かございますでしょうか。

○山田（昌）委員 どうもありがとうございます。小林分科会長の説明に特に補足ということはないのですが、私は家族を研究しておりまして、多少つけ加えさせていただきます。

家族を研究してまいりまして、家族であるような、ないような曖昧な領域が出現しているというのを中心に研究してまいりました。多分、福祉においても同じような問題が出てきているのだと思います。18ページに書かれているように、今までは、とにかくこれは福祉の対象だというような対象と、そうではない人というふうに二つに分けられていたのだと思うのですけれども、今は、今までのアプローチではなかなか、福祉の手が届かないのだけれども、課題になっているという問題が出てきたのだということをおこの報告書で指摘しているのだと思っております。そういう課題を解決するためには、様々なアプローチが必要であるとともに、多様な人材、団体などと協力しながら、地域で小林分科会長が述べたように、当事者意識を持って都民の全ての人たちが福祉社会をつくり上げていくということを強調させていただいたところでございます。

ご審議よろしくお願い申し上げます。

○平岡委員長 はい。ありがとうございました。それでは、起草委員会の委員の方々から、もし何か、補足的なご説明、あるいはご発言あればお願いいたします。

よろしいでしょうか。

はい。それでは、特にないようですので、意見具申案につきまして、委員の皆様方のご意見をお伺いしたいと思います。発言される方は、挙手をお願いいたします。

はい。どうぞ。

○斉藤委員 都議会議員の斉藤やすひろでございます。起草委員の皆様、大変にありがとうございました。また、小林分科会長、すばらしい、全体を本当に包摂的にご説明いただきましてありがとうございました。

私、今、東京都政の中で、実は7ページにございますが、前期意見具申後の都の取組ということで、私も新規のメンバーということで、今までのご議論を踏まえた上でのごでございますが、今、東京は、「「未来の東京」戦略ビジョン」ということで、12月27日に知事がそういった2040年からのバックキャストिंगということで、様々な課題について長期戦略ビジョンをつくられているところですが、そこにSDGsの視点で、今、やはり2030年、2025年からの10年先というところ



2030年をまたぐわけでございますけれども、誰一人置きざりにしないという、包摂的なスローガンのもと、様々な観点から、大変、今回の意見具申にも重なる部分が大変多うございますので、私としては、この文章のままで、私は、大変結構だと思いますけれども、先生方の中に、最近、金融機関や教育の世界でも、このSDGsの視点の人材ということを、大変強く求める施策が展開しておりますが、そういったことにつきましては何か、ご議論があったり、ここに書かれていないまでも、当然それは視野に入っているというようなご意見がございましたらぜひ、お話をいただきたいと思いました。

○平岡委員長 はい。ありがとうございました。分科会の委員の方、もしくは、小林分科会長からご説明いただけることありましたら、お願いいたします。

○小林（良）分科会長 はい。ありがとうございました。SDGsの視点は当然、踏まえなくてはならないことですが、このこと自体をここでは議論してはおりません。ただ、重要な項目がいくつか、SDGsの中に入っておりますので、それはかなりこの中で盛り込まれているのではないかとこのように理解しております。

○平岡委員長 よろしいでしょうか。はい。

では、ほかの委員、どうぞ。はい。

○藤原臨時委員 東京都健康長寿医療センターの藤原でございます。先ほどの、斉藤委員のSDGsのご意見についてなのですが、私どもも、今回、私のプレゼンテーションのときにSDGsをどのくらい意識しているかについて、私どもは、多世代型地域包括ケアを実現していくというプレゼンを入れていました。地域包括ケア、特に究極のゴールである共生型の、多世代共生型の包括ケアを実現すれば、17個のうちの九つは多分カバーできるだろうと。もちろんSDGsですので、環境問題ですとか、天然資源、こういったものは東京のコミュニティという意味では除外しまして、それを除いたものはほとんどカバーできるという議論の上で進めています。いろいろなところで九つがちりばめられていると思っております。ありがとうございます。

○平岡委員長 はい。ありがとうございました。よろしいでしょうか。

それでは、ほかの点で結構ですので、ご発言いただければと思います。はい。どうぞ。

○井上委員 まとめていただきありがとうございます。言葉で気になった点があつたかありました。

一つ目が、30ページの住まいとまちづくりのところでは、都内のニュータウンや公営住宅、分譲住宅団地という文章があります。住宅政策審議会では、分譲住宅団地ではなく分譲マンションという言葉を使うのですが、特別な意図があるのかを確認させてください。二つ目が、同じページの下から3行目のところです。住戸の建てかえ計画という文章がありますけれども、住宅の建てかえ計画ではないかと思うので、ご検討いただきたいと思いました。三つ目が、35ページの社会福祉法人についてです。連携法人制度創設となっていますけれども、連携推進法人制度ではないでしょうか。確認をお願いします。最後は質問です。24ページの高齢化などに対応した社会環境の整備に該当すると思うのですが、入院とか入所とか住宅の賃貸借契約のときの保証人問題については、議論では出てきたという理解でよかったのかを教えてください。よろしくをお願いします。

○平岡委員長 はい。ありがとうございました。ちょっと、細かな用語の定義等については、事務局から説明していただけたところは、説明お願いできればと思うのですが、いかがでしょうか。

○永山福祉政策推進担当課長 福祉政策担当課長の永山でございます。私のほうからご説明申し上げます。

まず、分譲の住宅のところでございますけれども、分譲マンションかと。マンションだけではなくて、大型団地等も対象にしているものですから、こういう表現を使わせていただいております。あと、リノベーションのほうも、建てかえだけではなくて、建てかえまで至らないような、そんなようなものもあるのではないかとこのところ、こういう表現をしたので、そのところが適切かどうかとちょっとございますけれども、一応事務局のほうでは、そういうふうにご覧いただいております。

あと、後半のほうのお話のことについては、正式な名前ですと、確かにおっしゃるとおり連携推進法人ということなのですが、ここでは制度の内容ということで、大きく表現をしておりますので、そのところは、正式な法案の中では、連携推進法人というふうになっていると思っておりますけれども、連携するような法人というような意味合いで、ここは使っております。

最後の保証人のお話があったと思うのですが、そこにつきましては、直接、議論の中で保証人についてあったかどうかというところは、はっきりと明文化されていたかどうかというのはありませんけれども、当然ながらその辺のところは視野に

入ってご議論されていたというふうに事務局のほうでは理解しています。

○平岡委員長 井上委員よろしいでしょうか。はい。

小林先生、何かございますか。よろしいですか。

それでは、そのほかの点について、ご意見をいただければと。

はい、どうぞ、お願いいたします。

○小林（健）委員 ありがとうございます。一つ意見ですけれども、19ページのところの「認知症とともに暮らせる社会の実現」というところで、現在の社会には構造的に認知症の人の基本的人権が侵害されるリスクがあるため、困難に直面することになる、という表記がございますが、正におっしゃるとおりだというふうに思っておりますが、さまざま私も認知症の方でご相談いただく中で、特に若年性認知症の患者の方から、またご家族からご相談をいただくことがございます。

国が定めた認知症施策推進総合戦略、新オレンジプランですけれども、こちらのほうでも、いわゆる若年性認知症対策の強化というものが柱の一つとして据えられているという状況もございますので、ここでは高齢者という形になっておりますけれども、「認知症とともに暮らせる社会の実現」という点においては、ぜひとも、若年性認知症というところの部分についても、一つ大きくクローズアップをして、取り組んでいくべきではないかなと思っております。

特に、私もご相談をいただく中で、まさに若年性認知症の方は、現役世代ということもあって、基本的人権が侵害されるリスク、また、さまざまな非難、こうしたことを受けられている状況というのをご相談いただいております。

そうした中で、東京都は特に、この若年性認知症対策というのは、国をリードするような施策を推進しているというところもありますので、ぜひとも、そうした点も含みおきをいただければということで、一言申し添えさせていただければというふうに思います。

以上でございます。

○平岡委員長 ありがとうございます。

お答えいただく必要はございますか。

○小林（健）委員 特に、結構です。

○平岡委員長 どうぞ、お願いいたします。

○栗田臨時委員 ただいまのご質問に対して、私は起草委員の中で認知症を専門にし

ておりますので、ちょうどこのページに関係することでお答えさせていただきます。  
今、ご指摘がございましたけど、東京都では若年性認知症の実態調査を一昨年、昨年とやらせていただきまして、若年性認知症のご本人、ご家族がどういった問題に今直面しているかということ、一応まとめて報告書に出させていただきます。

特に、若年性認知症の方が必要としている社会支援やサービスが非常に不足しているということ。身近な場所がないとか、あるいは、診断された直後にそういう情報がうまく提供されない、そういったようなことがあって、必要なサービスになかなかアクセスできない、そういうことが確かにあります。今回、その議論はほとんどしませんでした、広く認知症一般にも関係していることですので、検討する余地はあるかなというふうには思います。

それから、もう一つだけ。起草委員会のときから、ちょっと気になっていたんですけど、時間がなくて指摘できなかったところがあるので、一つだけ指摘させていただきます。大変細かいことなのですけれども、実は4ページにございます、上から何行目でしょうか、高齢化というところにありますけれども、認知症の高齢者の人の数が41万人から56万人に増加するという数値があるんですけども、実は認知症の人の数の数え方というのはいろいろございまして、この数値は、東京都の認知症施策でよく用いる数値でありますけれども、これは介護保険の認知症高齢者日常生活自立度Ⅰ以上で定義した数値であります。そのことを図の下のほうに注釈をつけておいたほうがよろしいかなと思います。

というのは、ほかの地域では、介護保険データを使うときには、Ⅱ以上という定義で使ったり、それから19ページに認知症の年齢階級別有病数のグラフを書かせていただきましたが、実はこの数値は、疫学的には一番正確な数値なんですけど、この数値を用いた東京都の認知症高齢者の将来推計値を計算すると、また少し違う数値になりますので、現段階では東京都の認知症施策は、ここに4ページに書かれている数値を使っているの、これでよろしいかと思っておりますけども、その辺のちょっと数値の説明を付記しておいたほうがよろしいかというふうに思います。

○平岡委員長 推計値の根拠といいますか、基準についてということが1点ございますが、事務局からその点をご説明いただけますか。

○永山福祉政策推進担当課長 栗田委員のおっしゃるとおりでございますので、脚注でしっかり記載をしていきたいと思っております。

○平岡委員長 それでは、ちょっと確認をしていただいて、脚注をつけたものを最終版とするという方向という形にしていきたいということでございます。よろしいでしょうか。

どうぞ。

○筒井委員 私も語句の点で、「はじめに」の最初については、これ実は、前回の会議でも指摘したんですけれども、「はじめに」の最初の○です。20期の社会福祉審議会でも、地域包括ケアを支える「人材」のあり方という箇所ですが、もともとの文章がこうされているのかもしれませんが、この報告書では、これ以外はすべて、地域包括ケアシステムになっています。できれば、あわせてもらったほうがよいのではないかということを、前回申し上げました。これは、もとにしている報告書の題名ということで残されているのでしょうか。

○平岡委員長 お願いします。

○永山福祉政策推進担当課長 ありがとうございます。

私どものほうでも、検討をさせていただきましたけれども、システムを支える人材というよりは、ケアを担っていただけるような、そんなような人材ということで、前期でご報告いただいていたので、その前期の表現を使っていると、そういうことでございます。

○筒井委員 この地域包括ケアという言い方ですが、厚労省の地域包括ケア研究会でも議論になったのですが、この部分は、説明的に正確に言えば、地域包括ケアシステムで提供されるケアを支える人材ということになります。すごく長いので、短縮されて話される場合はあると思いますが、地域包括ケアシステムを支える人材で、意味も通じますし、十分と思うので、統一性の問題と意味的な内容とを勘案して、合わせてもらいたいと思うんですが、いかがでしょうか。これは私の意見です。

○平岡委員長 どうぞ。

○永山福祉政策推進担当課長 おっしゃる趣旨は、そのとおりだと思いますので、表現については、検討したいとは思いますが。

○平岡委員長 はい。

○栃本副委員長 老健事業で行っている、老健事業の推進事業で行っている地域包括ケア研究会というのは、研究会ですよ。研究会でそういうふうに行っているんでしょう。

○筒井委員 研究会でそう言う議論があったという話を例として申し上げただけです。地域包括ケア研究会というのは、栃本先生も出席されている地域包括ケアシステムのことについて考える研究会ですが、ここでも、かなり最初のころに比べて議論したという例をお話しさせていただきただけで、ここの私の意見の本質とは関係ありません。介護保険法の改正法においても、地域包括ケアシステムという用語を用いていますし、繰り返しになりますが、正確には、地域包括ケアシステムで提供されるケアを支える人材という意味を示しているわけですから、地域包括ケアとここだけ省略することはないので、用語の統一を考えてほしいと申し上げているだけです。

○平岡委員長 ありがとうございます。

○平岡委員長 ありがとうございます。

それでは、用語の統一ということになりますので、ちょっと全体をよく点検をして、どちらが適切かということで、ご意見の趣旨は、私も理解できましたので、そのところは最終的な調整のところでお任せいただけないかと思います。

ありがとうございます。そのように取り扱いはさせていただきたいと思います。

そのほか、いかがでしょうか。

すみません、奥のほうの委員からお願いいたします。

○青木委員 葛飾区の青木です。

最後に、「おわりに」というふうにまとめていただいて、そして、その中で、当事者性を高める、それから、コミュニティの価値を高める、全くそのとおりだというふうに思いますし、それをやっていくのは、内藤局長さんを初め、都や、そして自治体として積極的にやっていかなきゃいけないというふうに思うんですけども、今回のこの中にも書いてありますけども、台風のとくに、自分はどうしたらいいか。確かに今回、例えば台風19号でも、葛飾区でも初めてとっていいぐらい、約2万人の方、避難行動をしたんですね。

結果として、そのときに支えている側の人も、それから実際に避難をした側の人も、こういったことが必要だ、こんなことがある、あんなことがあるといったことは、非常に気がついて、福祉的な点でも防災について、どうしようかということも相当考えるきっかけになって、今、計画なんかも見直そうということにもなってきています。

そのように、実際に何かあったときに、そういったことをしていかなきゃいけないということに、これ当然なりますので、その部分については、ぜひ、これからやる側



という面では、都や区ということになりますけれども、区市町村ということになりますけれども、そういったところで実際にやっていくような運用のことをやっぱり考えていかなきゃいけないのかなというのが一つと、もう一つは、そういった際に、もっと早い時点でいろんなところの情報を提供しておくことによって、そういう議論が先にできる。本当は、先にしたほうがいいわけですので、そうしたら、情報提供をいかにしていくか。福祉の関係でこれだけの膨大な資料もあって、これは専門家の中で知るといことは当然なんですけれども、この中からわかりやすいところが、当事者性を高めるためには、情報提供されるということが物すごく大事だと思いますし、それを認識して行動してもらうということは、支える側であったり、支えられる側の人たちも、そういった行動につながるというふうに思いますので、ぜひ、その辺のところは、もちろんここに書くべきことかどうかは、別としても、我々やっていかなきゃいけないということを強く認識をしましたので、都の皆さんにもよろしくお願ひします。

○平岡委員長 ありがとうございます。

この災害の問題は、当初の検討課題には入っていなかったんですが、分科会の審議の中で、ぜひ必要だろうということで、取り上げたということもございますので、分科会の中での議論等で、もし紹介していただけることがあれば、ご紹介いただければということと、今のご意見に関して、都では、どういう状況、どのような対応を今進めておられるのかということ、ちょっとご説明いただければと思います。

分科会の議論について、委員の方、どなたでも結構ですので、もしございましたら。じゃあ、分科会長から。

○小林（良）分科会長 ありがとうございます。

今、青木委員がご指摘の点は、議論の中で随分盛り上がりまして、やはり十分な情報提供をするということ、それから、日ごろからコミュニティをつくっていくことが必要だろうということで、福祉の視点からもそのことは推進しなければならないということについて、本当に沢山の意見をいただき、書かせていただいております。

それから、もう一点、当事者性ということが本当に重要な概念になるということ踏まえて、全体を書かせていただきましたので、今、青木委員がおっしゃったことは、この中で十分議論されているかと思ひます。

ありがとうございます。

○平岡委員長 実際の区市町村での対応策の推進に役立つような取り組みということ

で、都でその点も検討していただきたいということなのですが、都のほうの福祉の観点からの防災への取り組みということで、何かご説明いただけることがあれば、お願いいたします。

○永山福祉政策推進担当課長 それでは、私のほうから。ちょうどこの意見具申の31ページにも書いてございますが、今、小林分科会長からのお話がありましたけれども、情報も重要なライフラインの一つであるということで、正に今、青木委員のおっしゃるとおり、そういう発信というのが、適時適切に行われなくてはいけないというご議論がございました。

私どものほうでも、区市町村の皆様方と連携をしながら、災害時に、まず日ごろから、災害時要支援者の方の名簿をつくって、そして、必要な支援を適切にできるように、そんなようなことをしておくということを皆様方に研修をしたり、もしくは、いろんなシンポジウム等を通じて、いろんな普及をしたりといったことも日ごろからしておりまして、区市町村の皆様方と一緒にやっていくという体制を整えてございます。

○平岡委員長 ありがとうございます。

青木委員はいかがでしょうか。

○青木委員 もうやっていただいていることを、それはそのとおりだと思います。

一つお願いしたいのは、ここにある全てのことが、最終的には当事者としての区民、都民が行動をすることによってできることが、すごく多いわけですよ。したがって、そういった、それ以外のことについても、いかに都民に問題提起をするとか、情報提供をするかということが、大事ななというふうに私自身は思っていますので、区として当然、そのことをやっていきたいと思えますけれども、都のほうでも一緒にやっていたらというふうに思います。よろしくをお願いします。

○平岡委員長 ありがとうございます。

先ほど、手を挙げていただいた小口委員、お願いいたします。

○小口委員 小口です。

19ページの高齢者における認知症の年齢階級別の有病率というのがありますがけれども、これを見ますと、平成24年度の厚生労働省の報告になっております。今回の話は、2025年以降、40年ぐらいまでということで、その場合に、このグラフが当てはまるかどうかですね。

と申しますのは、今、平均寿命がだんだん上がっておりまして、また、健康寿命と

いうのも結構上がっています。平成16年から18年で、男性だと2歳ぐらい上がっています。女性も1歳ぐらい上がっていますので、そうすると、認知症になってくるのが、少し後ろのほうにずれるのではないかと、そういうようなこともあるので、そういうところは検討しておりますでしょうか。

○平岡委員長 では、栗田委員、お願いいたします。

○栗田臨時委員 ただいまのご指摘は、大変鋭いご指摘でございまして、今、健康寿命は上がっているので、少し発症が遅れるのではないかという、そういうことは、確かに予想されております。

それから、国の認知症施策も、それを一つの目標にして、施策をやっていこうということであります。

実は2025年に向けて、70歳代の認知症の有病率を6%減らそうという、具体的な目標が出ているんですけども、これを今、厚生労働科学研究の1万人コホートで、調べようという計画もあります。これ大変な調査なんですね。大変な時間と労力とお金を必要とする調査で、それを今やろうとしているんですけど、その結果が出てこない限り、その数値が出てまいりません。そのため、当面は、この数値を全国的に、日本全体で使わざるを得ないという状況でございます。先生がおっしゃるとおりでございます。

○平岡委員長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。もし何かございましたら。

ありがとうございます。

どうぞ、お願いいたします。

○たきぐち委員 たきぐちです。

先ほど、青木委員のほうから、災害の話が出まして、災害について今回、急遽検討することにしたということだったので、一言申し上げたいと思うんですが、今年の台風15号と19号があって、正に15号では、千葉県で甚大な被害が生じて、19号では、過去最大級の台風が来るということで、都でも17年ぶりに災害対策本部を設置して対応に当たったということで、この風水害というのがこれまでの震災を想定していた対応から、大きく意識が変わったことになったのではないかというふうに思っております。

この記述を見ますと、災害等に備える地域づくりということで、大震災と、大型の

台風、風水害とで、やはり対応というのは異なってくるんだというふうに思っているんですね。震災というのは、ここにもありますけれども、31ページ、災害が起きた際という表現がありますが、震災というのは突如発生をすると、風水害というのは、事前に気象予測とかで想定できるという意味では、対応が異なっていて、例えば32ページに福祉避難所の避難移送等々の記述がありますけれども、震災が起きた際の福祉避難所への移送と、風水害における事前の対応というのは、やはり対応が異なってくるというふうに思っております。

昨年、19号のときに、川越の特別養護老人ホームで、孤立して、浸水して、120人の入居者が全員無事だったというニュースが報じられましたけれども、これは、入居者であったり、職員さんの日ごろからの危機意識の高さであったり、日ごろからの訓練の成果だったというふうに思うんですが、こういった意識を常に具体的に、イメージーションを働かせていくことが、災害対応というのは、非常に大事だと思っております、その意味では、災害等に備える、災害等という、こう一くくりで捉えていいのかなというところが率直に感じたところです。

いつ起きるかわからない災害で命を守る対策、避難の仕方、避難をするときの状況というのが、震災と風水害では、いわば違う災害だというぐらいの捉え方が必要なのではないかなというふうに感じましたので、一言。そういった議論があったのか、どうかも含めて、教えていただければと思います。

○平岡委員長 ありがとうございます。

風水害の問題があったということで、今回、特にこの問題を取り上げるのは、そのことがきっかけになったというふうに聞いておりますが、小林分科会長から何かご説明いただけますか。

○小林（良）分科会長 ありがとうございます。

主に風水害のことが主な議論になったかと思えます。もちろん、震災のことについても踏まえなければならないわけですが、今のご意見を分けて書いたほうがよろしいということでしょうか。

○たきぐち委員 そうですね。災害を一くくりにしないほうが……。

○小林（良）分科会長 ひとくくりにしないほうがよろしい。

○たきぐち委員 震災と風水害というのは、どちらも起こり得る大規模な災害だとい

うことで。

○小林（良）分科会長 よくわかります。ではこれは検討させていただくということ  
でよろしいでしょうか。

○たきぐち委員 あくまで意見の一つです。

○平岡委員長 では、高橋委員、お願いします。

○高橋臨時委員 大変、大事なご発言をいただいたような気がするんですが、これは  
ぜひ、知事がリーダーシップを発揮されて、この問題を考えていただかないと、それ  
でも難しいんですよ。

私は、大変心配をしておりますのは、乱立する50階建てのマンションです。ここ  
でいろんな形で、たまたま川崎でああいうことが起こりましたが、3.11のときも  
大変だったわけですよ。そして、これから高齢化が50階建てマンションで急激に  
進む。それこそ認知症の発症率が一定の割合であられるだろうとか、そういうこと  
を含めた、そして震災と、それから水害、これはもう明らかに対応は違うわけですし、  
そういうことを含めた議論は、ぜひ、局長が知事に上げていただきたいのです。

○平岡委員長 ありがとうございます。

福祉保健局に対するご意見ということで、ご検討いただければと思います。

災害の点につきましては、風水害と地震災害を区別するというところで、まとめてい  
たと思うんですけど、議論の流れとか、表現上、不十分な点があったかもしれません  
ので、その点は、基本的な趣旨を変えない範囲で字句の修正などが必要かどうか、検  
討させていただくということにさせていただければと思います。

それでは、お願いいたします。

○米川委員 米川です。2点あります。

1点目、今の風水害というところなんです、私、青木区長と同じ葛飾区選出でし  
て、あの地域はゼロメートル地帯となっておりまして、地震が起こったときに、堤防  
が崩れて洪水が起こるんじゃないかといった心配もありまして、ちょうど、地元の中  
川というところは護岸の耐震化をやっているんですが、荒川にあります中川の堤防は、  
地震があつたら崩れるんじゃないかと。平成7年のときの阪神淡路のときには、淀川  
が崩れていますので、そうしますと、風水害じゃなくても、ゼロメートル地帯は、水  
没するということをちゃんと情報というか、知識として、できるだけ多くの方に持つ  
ていただきたいなと考えております。

あと、もう一点、福祉人材というところで、どんなにいろんな施策を打っても、やっぱり人材には限りがあると思っております。その限られた人材で、より多くの方の介護を行う必要があるんですが、たまたま訪問介護の事業所の方とお話ししたときに、訪問介護のサービスの提供時間というのが、時間単位で固定されているということだそうでした、このサービスの提供時間に朝、昼、夕と、この三つの時間帯にピークがあるというようなお話を伺いました。そうしますと、このピークにあわせて人材を確保しなければいけないという課題があるということです。

今、さまざまな人材確保案があるんですが、今、都のほうは、通勤混雑対策ということで、ピークカットということで時差別というのをやっているんですね。ですから介護の仕事の中でも、この三つのピークをうまくカットするような方策を今後、意識改革という最後に職員の方のありましたので、そういったところを課題として、考えていただければなと考えております。意見です。ありがとうございます。

○平岡委員長 ありがとうございます。

その点につきまして、都のほうでぜひ参考にさせていただければと思います。

どうぞ。

○寺田委員 私、民生児童委員の寺田と申します。

一つ、お聞きしたいんですけども、専門家という言葉がたくさん出てくるんですね。何をもちょう専門家というのかというのを、ちょっと教えていただきたいというふうに、ちょっと思います。

例えば、私たち民生児童委員ですので、いろんなところへつなぐわけですけども、今見えている専門家というと、社協のCSWみたいなものだと思うんですけど、自治体の専門家というのは、本当にグレーで、人事異動でよく見えておりません。

例えば、私たちが患者で病院に行けば、医者がおり、看護師さんがいて、はっきりそれがわかるわけですけども、福祉の場合というのは、すごくグレーじゃないかなと思うので、この専門職って何をもちょう専門職というのかというのを教えていただきたいというふうに、ちょっと思っています。

○平岡委員長 ありがとうございます。

それでは、起草委員会、分科会での議論など、ちょっとご紹介いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○小林（良）分科会長 ありがとうございます。



専門家が何かということ議論したら、多分終わらなくなってしまうのではないかなと思うんですが、今のご指摘ですと、例えば、資格を持っている場合には、専門家でよろしいでしょうか。それから、例えば、一定の研修を経た上で、何らかの対応をする、支援をするということも専門家になるかどうか。それから、経験で何年以上だったら専門家と言えるかどうか、などの論点があるかと思います。

ただ、現代では、専門的な対応を必要とする領域が非常に広がってきておりまして、施設等の専門職だけではなくて、地域の専門職ということも言われるようになりますので、今のご意見は大変よくわかるんですけども、それを定義しないとまずいでしょうか。

○寺田委員 私たちは、活動をしていて、民生児童委員は専門家じゃありませんので、どこかにやっぱり適切につながなきゃいけないという業務があるわけですので、そういう点では、どこにつないでいいかというのは、多分、行政につないでも、それが専門家であるかないかというのは、非常に大事な要件だなというふうに思いますので、できればどうなっているのか、大体、福祉というのは、そういう点では、すごくわからないですよ。人事異動があったりして。だからそういう点では、何か不安がちょっとあるかなというふうにちょっと思っておりますので、専門家ってどういうふうに見たらいいのかなというふうに、ちょっと思っていたわけなんですけれども。

○小林（良）分科会長 専門職という言葉がありますが、その他でも、専門家、機関で考える場合、組織で考える場合と、人で考える場合などいろいろありますので、これらをこの意見具申に盛り込むのはきついなという感じがいたします。

○寺田委員 いや、私が盛り込むとかじゃなくて、専門職とかというのは、どういうのを対象にしているのかと。今、先生がおっしゃったように、いろんな資格を持っている人だとか、あるいは研修をということを何回か修めた人だとかというのを、ということになると、そこに私たちが簡単につながることができる、信頼できるような人なんだろうなというふうには思うんですけど、それが逆に言うと、自治体の場合だと、なかなか見えにくいというのが、ちょっとあるのかなというふうに思うので、単にだから、専門職というふうに、つながなさいとか、専門職云々というふうになってくると、すごく相手方の対するものがちょっとグレーに見えてきていて、どこにつながのかわきたいのが、ちょっと迷うというというようなことが、ちょっとあるのかなと思っております。

○小林（良）分科会長 おっしゃることは大変よくわかります。それで、つなぐ先も大体民生委員さんの場合には、包括支援センターが非常に多いということをお聞きしていますし、場合によっては、行政に直接つなぐ場合もありますし、それから直接事業所につなぐ場合などいろいろあるようですが、この辺は、つなぎ方の問題として考えるということなのでしょうか。

○寺田委員 ですから、自治体そのものが全部が専門職になっちゃうじゃないですか、そうなったら。どこに私が適当につなぐ場合でも、それでいいというなら、それでいいんですがけども、必ずしもそれがうまくいくというか、どうなのかなみたいなのが、ちょっとあるのかなというふうに思いますけども、まあ、いいですよ。一様にグレーな形で結構です。

○栃本副委員長 行政の場合は、なるほど専門家であるとか、専門資格がない場合があるわけですがけれど、しかしながら、行政の場合は、専門機関という形で機関につなげるということがあるわけですね。

その場合、必ずしも、社会福祉士であるとか、精神保健福祉士であるとか、臨床心理士じゃない場合であっても、機関が受け持つ。例えば児童相談所であれば、児童福祉士という職もありますけれど、これは機関ですよ。だから民生委員は、機関につなげるということだと思います。

また、社会福祉の世界でも、グレーとおっしゃいましたけれど、数十年にわたって、社会福祉士、精神保健福祉士というような国家資格がありまして、それらの業務を行い、それぞれ誇りを持って仕事をしているわけですので。

○平岡委員長 では、栗田委員、お願いいたします。

○栗田臨時委員 専門職は非常にグレーだという感覚というのは、ここでは特に地域づくりのところに専門職の話が出てきたんですけど、ご指摘のとおりでございまして、つなぐということであれば、栃本委員がおっしゃったように機関というのが出てくるんですが、一緒に地域をつくるとか、コミュニティをつくるとかというときに出てくる専門職というのは、現役の専門職もいれば、リタイアした専門職もいるし、ボランティアベースでかかわる専門職もいますので、その人たちは、一般住民であり、かつ専門職という、こういう立場の人たちが今や大変貴重な人材ということになっております。確かに、どこにも書いていないんですけども、そういうような意味で非常にグレーな一般住民であり、かつ専門職であるという、そういうようなニュアンスも込め

られている専門職というふうな理解もあり得るかなというふうに、私は思っております。

○平岡委員長 実際には、民生委員さんから、どこにつないだらいいか迷うという話は、ほかのいろいろな自治体でも聞くわけですが、それぞれ地域の実情も違いますので、具体的なネットワークのつくり方とか、そういう点は、それぞれのところでベストな方法を考えて進めていくということになるのかなと思うんですけど、ここはどうしても一般論として書かざるを得ないということで、専門家と住民であるとか、ボランティアであるとか、そういうことを対比するような形でまとめさせていただいているということになります。

重要な論点ですので、今後、また、この審議会でも考えなきゃいけないテーマかと思えます。

そのほかのご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、大体一通りご意見をいただいたということで、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○平岡委員長 では、貴重なご意見をいただきまして、まことにありがとうございます。そろそろきょうの議論をまとめさせていただきたいと思えます。

いろいろご意見、ご指摘をいただきました。その中で、なお、若干の文言の修正が必要とされる点もあったかと思えます。統計の根拠等の明示であるとか、その用語の統一といった点ですね。

それから、風水害と地震災害等を明確に区別していないように読めるところもあるということがございました。そういう点については、若干の加筆修正をさせていただくということで、これにつきましては、事務局と委員長、副委員長で調整をさせていただくということで、再度、総会を開くというのは実際上難しいと思えますので、それを前提にした上で、この意見具申（案）をご承認いただくことを、お願いすることにさせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○平岡委員長 はい。

それでは、この若干の文言の修正を前提にした上で、この意見具申（案）を意見具申としてご承認いただいて、小池知事宛に提出したいと思えますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○平岡委員長 ありがとうございます。

それでは、内藤福祉保健局長に、ただいま決定させていただいた意見具申をお渡ししたいと思います。よろしくお願いいたします。

2025年以降の将来を見据えた東京の福祉施策のあり方、東京都社会福祉審議会意見具申。

本審議会は、標記について審議を重ねてきた結果、別紙のように意見を取りまとめたので、社会福祉法第7条第2項の規定に基づき意見を具申する。

東京都社会福祉審議会会長、平岡公一。

東京都知事、小池百合子殿。

どうぞよろしくお願いいたします。

(意見具申手交)

○内藤局長 ありがとうございます。頂戴します。知事にきちんと。

○平岡委員長 それでは、内藤局長からご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○内藤局長 改めまして、福祉保健局長の内藤でございます。着座にて失礼いたします。

まずは、本日は大変お忙しい中、東京都社会福祉審議会にご出席賜りましたこと、まことにありがとうございます。

ただいま、委員長より審議会の意見具申を拝受させていただきました。

昨年2月に審議を開始して以来、およそ1年にわたりまして、平岡委員長、栃本副委員長、そして委員の皆様方には、この意見具申の取りまとめに大変なご尽力をいただきました。とりわけ、小林分科会長、山田副分科会長を初め、起草委員会の委員の皆様方には大変お忙しい中、集中的なご議論をいただきました。本意見具申は、そうした議論が結実したものであると理解しております。この場をおかりいたしまして、改めまして、深く委員の皆様へ感謝を申し上げたいと存じます。

ただいま、平岡委員長から頂戴いたしました今期の意見具申では、2025年以降の将来を見据えた東京の福祉施策のあり方について、ご提言を頂戴いたしました。施策構築に当たって踏まえるべきものとしてお示しいただいた五つの論点、それぞれ極めて大事な視点だと思っております。あらゆる方の包摂ということが基本となるとい

う考え方から、8050問題など、また対象者を限定しない居場所づくり、さらには先ほど、ご議論を頂戴しました災害に備える、こういったことも極めて大事なことだと思っております。

私も、今、なかなかすみません、起草委員会と検討分科会に出席させていただき、意見を聞く機会がなかなかできなかったんですが、今回この総会で、それぞれの委員の方々から、さまざまなご意見を頂戴しました。行政を担う者の一端として、非常に大事なことはリアルにどう実現していくかということなのかなというふうに思っております。

それと、この間、福祉についてさまざまな法があり、また、いろいろ前提があって、前提のもとに対象者が決まり、その積み重ね、またその時代、時代の変化において見直してきたその積み重ねがあったと思うんですが、この審議会のご意見、また、きょうのご意見を拝聴いたしておりますと、一回その前提を溶かした上で、改めてその当事者性なり、コミュニティの価値なり、そういった視点から、もう一回作り直していくという視点が大事なのかなと。

ただ、その原点になるものは、やっぱり尊厳を守ったりとか、住みなれた地域で安心して暮らせるといった、ある意味すごくこう、何というのでしょうか、福祉の原点、ここの部分はやっぱり変わらないのかな。ただそれを仕組みだとか、制度でどう取り込んでいくのかということ、一回、前提を取っ払って考えるべきというふうに、私自身は受けとめさせていただきました。

あと、先ほど、高橋委員から知事にも覚悟を持って対応しろ、私は、もうきょうはこの時間ですが、水曜日にきちんと知事にお伝えさせていただきます。

また、寺田委員から人事異動という言葉いただきました。これ多分、役所に対するいろんな思いなのかなと。言葉に集約されていたと思います。この点、まさに先ほど申し上げたリアルにどう実現していくか、対応していくかという、その一点につきるのかなと思っております。

私ども、この貴重なご提言を頂戴いたしまして、来年度は、高齢者や障害者・障害児、地域福祉に関する行動計画の改定期を迎えます。そうしたものの一つ一つに、この提言を必ずや生かさせていただきたいと思っております。

本当にこの1年間、お忙しい中、熱心なご議論を重ねていただきました。本当にありがとうございました。また、今後とも引き続き、東京都、また福祉保健局、それぞ

れご指導を賜りますよう、お願いを申し上げたいと思います。

本日はまことにありがとうございました。

○平岡委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ここで進行を事務局にお戻ししますので、連絡事項についてご説明をお願いいたします。

○森田企画政策課長 はい、本日も熱心にご議論いただきまして、ありがとうございます。事務局からは連絡事項の説明をさせていただきます。

本日、配付いたしました資料でございますけれども、紙でお配りしたが意見具申(案)につきましては、お持ち帰りいただきまして結構でございます。

なお、冊子の資料につきましては、恐縮ですが回収させていただきます。

また、委員の皆様お持ちの青色の一時通行証につきましては、1階エレベーターをおりた後、カードゲートにカードをかざしてゲートを通過していただき庁舎の出口におります警備員にお渡しください。

お車でお越しいただいた方は、駐車券をお渡しいたしますので、受付までお声がけをいただければと思います。

事務局からは以上でございます。

これにて今期の審議会は終了でございます。3年間、どうもありがとうございました。

○平岡委員長 これをもちまして第67回総会を終了いたします。ありがとうございました。

(午後 7時25分 閉会)